

令和5年（ワ）第1781号 損害賠償請求事件

原告 A 外2名

被告 牧場経営者Y 外2名

直送済

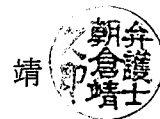
被告恵庭市準備書面（10）

令和8年5月21日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告恵庭市訴訟代理人

弁護士 朝 倉



1 本準備書面の目的

本準備書面は、以下の3点を主張することを目的とするものである。

- ① 原告らの令和8年3月13日付け準備書面（11）に対して必要な限度で反論を行うこと
- ② 仮に、X 牧場による障害年金の取得により原告らに損害が認められるとしても、その損害額は、X 牧場による障害年金の取得額から原告らの生活費を控除した額を限度とすること
- ③ 仮に、被告恵庭市に責任が認められるとしても、その責任は補充的なものであり、過去の判例に照らしてもその責任は限定されること

2 原告ら準備書面（11）に対する必要な限度での反論

(1) 原告ら準備書面（１１）によれば、原告らの被告恵庭市に対する請求の根拠は、①平成２９年１月２７日及び同年２月８日の作為、②平成２９年２月末までの不作為ないし権限不行使、③知的障害者福祉法上の職親制度を適用しなかった権限不行使、④ X 牧場関係者による強制労働等への加担の４つであると思料される。このうち、③、④は被告恵庭市に対する責任追及の根拠とはなり得ないことは明らかであり、特段の反論は不要であるものと思料されることから、本準備書面では、上記①、②に関して必要な限度で簡潔に反論を加える。

(2) 平成２９年１月２７日及び同年２月８日の作為について

ア 原告らは、①虐待案件としての取扱拒否（同年１月２７日、同年２月８日）、②積極的な虐待の隠蔽（同年１月２７日）の２点の作為を被告恵庭市に対する責任追及の根拠として主張している。これら２点については、以下で個別に反論を加えるが、両方に共通する疑問点を指摘しておく。

すなわち、①、②はいずれも恵庭市障がい者総合相談支援センター「e－ふらっと」（以下「e－ふらっと」という。）の担当者とのやり取りの中での被告恵庭市障がい福祉課担当者の発言を取り上げるものであり、e－ふらっとが本件を虐待事案として捉えていたことを前提とするものである。しかし、被告恵庭市とe－ふらっと間の業務委託契約の仕様書では、e－ふらっとの業務として、「障がい者等に対する介護者等からの虐待を発見した場合の、迅速に保護するための措置」が定められているにもかかわらず（乙Ｃ１「恵庭市障がい者相談支援事業仕様書」６（１）①オ i）、e－ふらっと自身、原告らが X 牧場を退去するまでの間、虐待を発見したことを前提とした措置は何らとっていない。結局、e－ふらっとも本件を虐待事案として考えてこなかったというほかになく、e－ふらっ

との認識を前提とする原告らの主張には誤りがある。

イ 「虐待事案としての取扱拒否」について

原告らは、①平成29年1月27日、被告恵庭市障がい福祉課の乙主査が、eーふらっとのa管理者に対し、「障がい福祉課だけでなく、市としてことを荒立てずに支援していく方針が立てられた」と説明したこと、②同年2月8日、eーふらっとのb相談員が「それでも虐待通報はできる」と発言したのに対し、被告恵庭市障がい福祉課の甲主査が「何の根拠があってそのようなことが言えるのか?・・・」と言ったことの2点を「虐待事案としての取扱拒否」と評価している。

このうち①については、eーふらっとの内部書類の記載(甲15)を根拠とする主張であるが、乙主査がこのような発言をしたことはないので、事実と反するものである。

また、②については、被告恵庭市における調査委員会での聴き取りを根拠としたものであるが(乙C5・15～16頁)、該当箇所の甲主査の発言内容の記載を(・・・の箇所を含め)正確に引用すると「何の根拠があってそのようなことがいえるのか?今見てきたばかりではないか」というものである。同年2月8日に「今見てきた」ことの概要については、被告恵庭市準備書面(9)13～14頁においてまとめているが、到底、「虐待を認識した」といえるような内容ではなかった。そのため、甲主査は、自ら実際に原告の様子を見分した感想として上記の発言を行ったものに過ぎない。また、「何の根拠をもって・・・」とは、eーふらっとが本件を虐待と捉えるならばその根拠を教えて欲しいとの趣旨の問いかけであるが、同日のeーふらっとの訪問記録においても「よくも悪くもこういった関わりが長期間に渡って続いてきたことにより、お互い

にそれで良しとなっている関係性がある」(乙C14・15頁)といった記録がなされており、e-ふらっとが本件を虐待であると捉えていなかったことは明白である。したがって、上記の 甲 主査の発言をもって「虐待事案としての取扱拒否」などと評価するのはいかにも無理がある。

ウ 「積極的な虐待の隠蔽」について

原告らは、同年1月27日、乙 主査がe-ふらっと担当者に対し、「e-ふらっとが虐待案件として扱うのであれば、このケースには関わってもらわず被告恵庭市単独で扱っていく」旨を申し向けたことをもって積極的な虐待の隠蔽であると主張する。

しかし、繰り返すとおり、当初の段階から原告らが問題視する「作為」の時点まで、一貫して虐待対応ということは全く念頭におかれておらず、あくまでも原告らの療育手帳取得のための手続を進めるという流れの中で事態が推移していったものであり、原告らが問題視する 乙 主査の発言も、e-ふらっとが療育手帳取得のための送迎をしてくれないのであれば、被告恵庭市で対応するほかないとの趣旨を述べた以上のものではなく、「積極的な虐待の隠蔽」などと評価する余地は皆無である。

エ その他原告らは、被告恵庭市障がい福祉課担当者の個別の言動や認識について縷々言及するが、いずれも的確な指摘はいえないものばかりである(これら原告らの主張の誤りの詳細については、今後の証人尋問の中で正していくことになる。)

(3) 平成29年2月末までの不作為ないし権限不行使について

ア 原告らは、下記の2点が障害者虐待防止法7条1項ないし22条1項に定める障害者の虐待を発見した者による「通報」であると主張する(乙C21)。

記

① 平成28年7月8日、育恵会の W 氏（以下「W 氏」という。）から、被告恵庭市障がい福祉課に対し、「X 牧場を訪問した獣医から、X 牧場で住み込みで働いている障がい者が、親方（X 氏）から酪農をやめるので、これからは仕事もないから勝手にしろと言われ困っているという相談を受けた。どうやら牛も処分し倒産したようだ。障がい者が困っているようなので市で確認してほしい」という連絡があったこと

② 同日、恵庭市障がい福祉課 丁 課長、乙 主査が直ちに亡昭雄と面談した後、W 氏に対して、乙 主査から経過報告の連絡を入れた際、今すぐではないが、いずれ引き取ってもらう先の心当たりがないかとの趣旨を問いかけたところ、W 氏から「B さんは、頭が良く、親方から牛舎を一人で任される程であったようだが、噂ではあるが、プレハブ小屋で冬期間を寝泊りしているので、足が凍傷になっていると聞いている、若くて健康であれば面倒を見る親方もいるだろうが、皆50歳を超えているので無理だと思うが、■■■■さん（育恵会事務局）にも相談してみる」との発言があったこと

イ しかし、①は、牧場の倒産に伴い障がい者らが居所を失うおそれがあるから確認して欲しいという情報提供であるという以上のものではなく、②は、引き取り手のあてに関する質問に対して、あくまでも噂話として原告 B の体調面について言及したものであり、いずれもおおよそ虐待のおそれを知らせる趣旨のものではなく、これらを障害者の虐待を発見した者による「通報」と解釈することはできない。

ウ この点、原告ら準備書面（11）では、①に関し、「勝手にし

ろ」という発言を殊更強調し、この発言は、使用者による解雇または退職勧奨であり、整理解雇だとすればその要件は厳格に解釈されるべきといった趣旨を述べる。しかし、本件では、「解雇の有効性」が論じられているのではなく、虐待の「通報」が認められるか否かが問題とされているのであって、上記の指摘は的外れと言わざるを得ない。また、原告らは、「勝手にしろ」という発言が居住継続を著しく困難にする心理的圧迫に相当する可能性を指摘する。そもそも、「勝手にしろ」という発言があったか否かその真偽は明らかとは言えないが、仮に、これに類する発言があったとしても、その言わんとするところは、牧場を廃止することになったのでこれまでどおり居住してもらうことは難しいという説明以上のものではない。

エ 次に、原告ら準備書面（１１）では、②に関し厚労省マニュアル（甲２４）を引用しつつ、「足が凍傷となっている」という状況は、「健康被害が既に具体化している状況であって、典型的な虐待」と述べる。

しかし、原告らが引用する厚労省マニュアルの引用箇所は、使用者による障害者虐待のうち、「必要とされる職場環境の改善や配慮を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為」の具体例（健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）で働かせる）（甲２５・１５頁）であり、就業環境にかかわるものであるから、そのまま本件に対応するものではない。

また、そもそも W 氏の発言は、引き取りのあてを確認する目的でのやり取りをする最中になされたものであり、「凍傷」の件も会話の流れの中で、あくまでも噂話レベルのものとして原告 B

の体調面に言及したものであり、むしろ、引き取り手を紹介することは容易ではないことの説明のために、W氏が噂話として「凍傷」の件を持ち出したというのが実際のところであると考えられ、この会話をもって虐待の「通報」と評価する余地はない。

被告恵庭市準備書面（9）の繰り返しになるが、虐待問題とは全く異なる趣旨・目的の市民との会話の中で、他者の体調面に関するネガティブ情報があった場合に、すべからくこれを虐待通報と捉えて北海道への通知を要するなどということは全く現実的ではない。

オ 以上、本件において、障害者虐待防止法7条1項ないし22条1項に定める障害者の虐待を発見した者による「通報」は存在しないことは明らかである。

カ そうすると、作為・権限行使についての法定要件が存在しないことになるから、被告恵庭市の国家賠償法上の責任を負うためには、原告らにおいて、被告恵庭市の不作為ないし権限不行使が「著しく合理性を欠く」ことについて主張立証しなければならず、その「ハードル」は非常に高いものであるところ、これまでの原告らの主張は、いわば「当不当」の問題にとどまるものである。

この点は、主として評価に関する問題であり、本準備書面ではあえて詳細までは論じないが、原告ら準備書面（11）ほかこれまでの原告らの準備書面における主張や書証等による立証を踏まえても、被告恵庭市の不作為ないし権限不行使が「著しく合理性を欠く」ことの主張立証が尽くされているとは到底言えない。

- 3 X 牧場による障害年金の取得により原告に損害が発生していたとしても、その損害額は、X 牧場による障害年金の取得額から原告らの

生活費を控除した額を限度とすること

本件において、① X 牧場（亡牧場経営者X、被告牧場経営者Y、Z）が原告らが受給していた障害年金の管理をしていたこと、② X 牧場が食費、衣料費、水道光熱費等の原告らの生活費を負担していたこと、③本件訴訟に至るまで、原告らから X 牧場に対して障害年金の返還等が求められたことはなかったこと、④ X 牧場から原告らに対し生活費を請求したことがないこと、は争いのない事実であるといつてよい。

言うまでもないが、原告らが X 牧場で生活することとなった際に、「原告らの生活費については全て X 牧場において面倒をみる」「原告らの障害年金については一切手を付けずに全額貯蓄しておく」などといった約束がなされたなどということは常識的に考えられず、上記①ないし④の経過からしても、障害年金の中から生活費を支出することは、当事者間での当然の前提となっていたといつてよい。すなわち、その旨の明示ないし黙示の合意があったといつてよいことができる。

あるいは、合意論を持ち出すまでもなく、仮に原告らが「年金搾取」に基づく損害賠償請求ができるとしても、そもそもその損害は、「搾取」された障害年金の額から、原告らの生活に要した額を差し引いた限度でのみ発生すると考えることもできる。

すなわち、原告らの「年金搾取」を根拠とする損害賠償請求が発生するとしても、その損害額は、「年金搾取額」－「原告らの生活費」を限度とするものである。

そうすると、控除されるべき原告らの生活費をいくらと考えるべきかが問題となる。この点、X 牧場において原告らのために要した生活費の詳細を記録していなかったであろうと思われる一方で、現に原告らが X 牧場において生活を維持し続けてきたことからすると、原告らのために要した生活費を検討するにあたっては、生活保護費支給の基準とな

る最低生活費が参考となる。しかるに、被告恵庭市に対する請求期間である平成29年2月から令和4年7月までの最低生活費は、原告 A について859万6710円、原告 B について859万7784円、原告 C について864万6688円であり（乙C27の1～3）、いずれも各原告が訴状請求の原因第7、7（1）「金銭着服による経済的損害」として被告恵庭市に対して請求している額を優に超過している。したがって、この項目における原告らの損害について、原告らは、被告恵庭市に対して請求することはできないというのが論理的な帰結である。

- 4 仮に、被告恵庭市に責任が認められるとしても、その責任は補充的なものであり、過去の判例に照らしてもその責任には限定されること

言うまでもないが、本件において、原告らは X 牧場において生活をしており、原告らが受給していた障害年金も X 牧場が管理していたのであるから、原告らが損害賠償請求権を有するとしても、その第一次的かつ最終的な責任を負うのは X 牧場であり、仮に、被告恵庭市に責任が認められるとしても、その責任はあくまでも補充的なものである。

この点、第一次的に責任を負う者が存在する場合の行政の責任が補充的であり、その責任が限定されるという見解は、過去の裁判例においても定着した考え方といってよく、例えば、筑豊じん肺訴訟控訴審判決（福岡高裁平成13年7月19日）では、第一次的な責任を負うのは使用者企業であることを前提として、国の責任については、一審原告らに生じた損害の3分の1を限度としている。

本件でも、第一次的かつ最終的に責任を負う者（X 牧場）が存在し、被告恵庭市は後見的に監督する立場にとどまるものであり、上記判決と同様の構造にあるから、仮に、被告恵庭市に責任が認められるとしても、

その責任は補充的なものであり、過去の判例に照らしてもその責任は限定されることになる。

以 上